

# 3級 ポイント解説

第1問 ア② イ② ウ① エ① オ②  
カ① キ② ク① ケ② コ①

ア：×……他人がすでに登録を受けている商標と同一の商標については、商標権の設定登録を受けることができないことはもちろん、他人がすでに登録を受けている商標と類似する商標についても、商標権の設定登録を受けることはできない。(公式テキストp.246)

イ：×……所有と経営の分離は、所有者である株主が会社の経営に参加してはならないという意味ではない。株主総会で選任されれば、株主が取締役に就任することは可能である。(公式テキストp.78)

ウ：○……抵当権は、抵当目的物そのものだけでなく、抵当目的物の価値変化物に対してもその効力が及ぶ(物上代位)。(公式テキストp.289)

エ：○……本問に記載の通りである。(公式テキストp.117)

オ：×……賃貸目的物の使用および収益に必要な修繕の義務は、原則として、賃貸人が負う。(公式テキストp.135)

カ：○……男女雇用機会均等法は、労働者の募集および採用について、労働者の性別を理由とする差別的取り扱いを禁止している。(公式テキストp.359)

キ：×……クーリング・オフをするためには、消費者が事業者に対し、書面でクーリング・オフを行使する旨の意思表示を行うことが必要とされており、口頭での意思表示では足りない。(公式テキストp.322)

ク：○……本問に記載の通りである。(公式テキストp.29)

ケ：×……遺言者は、いつでも、遺言の全部または一部を撤回できる。(公式テキストp.381)

コ：○……確定判決は典型的な債務名義である。(公式テキストp.299)

第2問 2-1

解答 ア④ イ② ウ⑭ エ⑩ オ⑥  
(公式テキストp.278~p.282)

債務者が複数の債権者に対して債務を負っており、その有する財産では債務のすべてを弁済できないときは、各債権者は、債務者の財産から、各々の債権額に応じて按分された額の弁済を受けることができるにすぎない。これを債権者平等の原則という。このことから、自己の債権の全部をより確実に回収するための手段として、担保を確保しておくことが重要である。

担保には、大きく分けて、人的担保と物的担保がある。人的担保の典型は、保証である。物的担保は、担保物権とも呼ばれ、その代表的なものとして抵当権や質権がある。

担保物権には、一般に、担保物権を有しない他の債権者に先んじて弁済を受けることができる効力である優先弁済的効力が認められている。ただし、担保物権のうち留置権には、目的物を留置することによって債務者の弁済を促す留置的効力は認められるが、優先弁済的効力は認められない。

担保物権には、一般に、その通有性として、附従性、随伴性、不可分性および物上代位性が認められる。附従性とは、債権が存在してはじめて担保物権も存在し、弁済等により債権が消滅すれば担保物権も当然に消滅するという性質をいう。また、随伴性とは、債権が他人に移転すると、担保物権もそれに伴って移転するという性質をいう。いずれも、担保物権が債権を担保するためにあることから導かれる性質である。

第2問 2-2

解答 ア⑮ イ⑬ ウ② エ⑥ オ⑧  
(公式テキストp.193)

消費者が小売店で購入した製品に不具合があり、これが原因で事故が発生し、当該消費者に損害が生じた場合、当該消費者は、その製品の製造者に対し、民法に規定する不法行為に基づく損害賠償請求をすることができる。しかし、不法行為に基づく損害賠償請求をするには、製品の製造者に故意または過失があったことを消費者の側で証明し

なければならない。ただ、消費者が不法行為に基づく損害賠償請求をするにあたり、製造者に故意または過失があったことを証明するには困難が伴う。

一方、製造物責任法上、製造業者等は、製造物が通常有すべき安全性を欠いていること、すなわち製造物の欠陥により他人の生命、身体または財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。被害を受けた消費者は、製造業者等の故意または過失を証明しなくても、製造物に欠陥があり、かつその欠陥によって損害が生じたことを証明することができれば、製造業者等の損害賠償責任を追及することができる。ただし、製造業者等が製造物責任法に基づく損害賠償責任を負うのは、当該製造物のほかに損害が生じている場合、すなわち拡大損害が生じている場合である。

製造物責任法にいう「製造物」とは、製造または加工された動産をいい、サービスや未加工の農林水産物は製造物に含まれない。また、製造物責任を負う「製造業者等」には、製造物の製造や加工を行った者、輸入を行った者のほか、製造業者として製造物に氏名等の表示をした者が含まれるが、製造物の製造等にはかかわっておらず、これを市場に流通する者である販売業者は製造業者等には含まれない。

### 第3問 ア 解答 ③ (公式テキストp.66～p.72)

- ①：○……Aの行為はBから与えられた代理権の範囲外の行為であるが、CはAの行為が代理権の範囲内の行為であると信じ、かつそう信じたことに正当な理由があるのだから、表見代理が成立する。
- ②：○……AはBのためにすることを示していないが、CはAがBのために本件売買契約を締結していたことを知っていたというのだから、本件売買契約の効果はBに帰属する。
- ③：×……無権代理における相手方の催告は、代理権を有していないことに悪意であるか否かにかかわらず行うことができる。
- ④：○……CはAの無権代理について悪意であったにもかかわらず乙建物の売買契約を締結したというのだから、無権代理を理由に本件売買契約を取り消すことはできない。

### 第3問 イ 解答 ④ (公式テキストp.247～p.255)

- ①：○……プログラムの著作物が認められている。
- ②：○……会社の従業員が職務上作成する著作物も著作物に該当する。
- ③：○……著作権者人格権の1つとして氏名表示権が認められている。
- ④：×……著作権は、原則として、著作権者の死後50年を経過するまで存続する。

### 第3問 ウ 解答 ① (公式テキストp.144～p.146)

- a：○……請負契約は、当事者の合意のみによって有効に成立する。
- b：○……請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。
- c：×……建物の請負契約については、たとえ目的物の瑕疵により契約の目的を達することができない場合であっても、解除はできない。
- d：×……請負人の仕事の完成義務は先履行であり、目的物の引渡しと引換えに報酬の支払いを請求することができる。

### 第3問 エ 解答 ④ (公式テキストp.340～p.346)

- ①：×……労働基準法上の「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業または事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいい、労働組合に加入しているか否かは問われない。
- ②：×……労働契約は、期間の定めのないものを除き、原則として3年を超える期間について締結してはならない。3年を超えて定めなければならないわけではない。
- ③：×……使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。厚生労働省令で定める一定の事項については書面の交付により明示しなければならない。
- ④：○……就業規則は、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

**第3問 オ 解答 ②**  
(公式テキストp.313~p.315)

- a : ○……消費者契約法上の事業者は、法人その他の団体および事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。
- b : ×……消費者契約法は、事業者が消費者に役務を提供する契約にも適用される。
- c : ○……消費者契約法上、消費者にとって一方的に不利な一定の条項は、無効とされる。
- d : ×……消費者契約法に基づき売買契約が取り消された場合、事業者は、受領していた代金を、不当利得として消費者に返還しなければならない。

**第4問 ア① イ② ウ② エ① オ②**  
**カ① キ② ク① ケ① コ②**

- ア : ○……債権質権者は、質権の目的である債権を直接に取り立てることができる。(公式テキストp.286)
- イ : ×……実用新案権には、更新登録のような制度は設けられていない。(公式テキストp.243)
- ウ : ×……建物賃貸借において、賃借人が賃貸目的物の保存に通常必要な費用を支出した場合、賃貸人に対し、ただちにその償還を請求することができる。(公式テキストp.140~p.141)
- エ : ○……子および配偶者が相続人であるときは、子の相続分および配偶者の相続分は各2分の1とされている。(公式テキストp.376)
- オ : ×……大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗と周辺環境の調和という観点から、大規模小売店舗の周辺における環境悪化や交通渋滞といった問題への対策を講じる趣旨の法律である。(公式テキストp.310~p.311)
- カ : ○……本問に記載の通り。(公式テキストp.28)
- キ : ×……預金通帳と届出印章を所持して預金の払戻しを請求する者は債権の準占有者に当たするため、銀行がその者を預金者と信じたことに過失がなければ、払い戻しは有効となる。(公式テキストp.228)
- ク : ○……男女雇用機会均等法は、雇用の分野において、性別を理由とする差別の禁止を謳っており、その一環として、本問に記載する定めがなされている。(公式テキストp.360)
- ケ : ○……会社でない者は、その名称または商号中に、会社であると誤認されるおそれのある文

- 字を用いてはならない。(公式テキストp.64)
- コ : ×……小売店と消費者の双方に商法が適用される。(公式テキストp.59)

**第5問 5-1**  
**解答 ア③ イ⑩ ウ⑨ エ④ オ②**  
(公式テキストp.106~p.107, p.120~p.124)

契約は、一般に、当事者の一方による契約の申込みの意思表示と、これに対する他方当事者の承諾の意思表示が合致して成立する。ただし、商法では、この例外として、商人が平常取引をする者からその営業の部類に属する契約の申込みを受けたときは、遅滞なくこれに応答しなければならない、これを怠ったときは、申込みを承諾したものみなすとして、申込みを受けた者に諾否通知義務を課している。これは、商人間の継続的取引における迅速性を確保するためである。

売買契約が成立すると、売主には買主に対する目的物引渡債務が、買主には売主に対する代金債務が発生し、債務者が故意または過失によりこれらの債務を履行しないときは、債務者は債務不履行責任を負う。債務者が雇用する従業員のように、債務者に代わってその債務を履行する者である履行補助者の故意または過失により債務の履行ができなかった場合も、債務者自身に故意または過失があったものと考えられている。他方、債務者に同時履行の抗弁権がある場合のように、債務を履行しないことについて正当な理由がある場合、債務者は、債務を履行しなかったとしても債務不履行責任を負わない。同時履行の抗弁権とは、双務契約において当事者双方の債務の履行期が到来している場合に、相手方が債務の履行の提供をするまで自己の債務の履行を拒絶できることを内容とする権利である。

債務不履行は、一般に、履行遅滞、履行不能、不完全履行の3つの態様に分類される。これらのいずれについても、債権者は、一定の要件の下で契約を解除して契約関係を消滅させることができるほか、債務者に対して、債権者に生じた損害の賠償を請求することができる。ここでいう損害には、債務不履行により通常生ずべき損害のほか、特別の事情によって生じた損害のうち、当事者がある特別の事情を予見し、または予見できた損害が含まれる。

## 第5問 5-2

解答 ア⑧ イ⑥ ウ⑭ エ⑩ オ④  
(公式テキストp.324~p.327)

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）上、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報と呼ばれる。そして、個人情報を含む情報の集合体であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものは、個人情報データベース等と呼ばれる。この個人情報データベース等を構成する個人情報のことを個人データという。

個人情報取扱事業者は、個人情報保護法所定のさまざまな義務を負う。たとえば、個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うにあたり、その利用目的をできる限り特定しなければならない。また、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ずに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。さらに、個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合など一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに、個人データを第三者に提供してはならない。

ただし、個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、一定の事項について、あらかじめ本人に通知または本人が容易に知りうる状態に置いているなど、所定の要件を充たすときは、あらかじめ本人の同意を得ずに、当該個人データを第三者に提供することができる。第三者への個人データの提供に関して行われるこの手続を一般にオプトアウトという。

## 第6問 ア 解答 ③

(公式テキストp.183~p.195)

- ①：○……要件を充たせば、A社はCに対して使用者責任を負う。
- ②：○……不法行為による損害の賠償は、金銭によるのが原則である。
- ③：×……未成年者であっても、責任能力があれば、不法行為に基づく損害賠償責任を負う。
- ④：○……逸失利益についても損害賠償を請求することができる。

## 第6問 イ 解答 ②

(公式テキストp.108~p.110)

- ①：×……錯誤が表意者の重大な過失に基づく場合には、表意者の側から、無効を主張することはできない。
- ②：○……A B間の売買は、通謀虚偽表示のため無効とされるのが原則であるが、その無効は善意の第三者に対しては主張できない。
- ③：×……強迫に基づく取消しは、善意の第三者に対して主張することができる。
- ④：×……詐欺に基づく取消しは、強迫の場合と異なり、善意の第三者に対して主張することができない。

## 第6問 ウ 解答 ④

(公式テキストp.294~p.295)

- ①：×……連帯保証人には、催告の抗弁権が認められていない。
- ②：×……保証が根保証でない場合、保証人は、保証契約の際に合意した主債務についてのみ責任を負う。
- ③：×……主債務が弁済によって消滅すればそれに伴って保証債務も消滅する（附従性）。
- ④：○……保証債務を履行した保証人には主たる債務者に対する求償権が認められる。

## 第6問 エ 解答 ②

(公式テキストp.368, p.372~p.374)

- a：○……法定財産制の下では、夫婦の一方が婚姻前から有する財産は、その特有財産とされる。
- b：○……本肢に記載の通りである。
- c：○……日常家事債務について、夫婦は、原則として、連帯して責任を負う。
- d：×……夫婦間の財産関係は、離婚により将来に向かって消滅する。

## 第6問 オ 解答 ③

(公式テキストp.306~p.310)

- a：×……A社およびB社の行為は、公共工事の対価を決定する行為であるといえ、不当な取引制限に該当し、独占禁止法に違反する。
- b：○……A社、B社およびC社の行為は、その取り扱う商品の対価を維持する行為であるといえ、不当な取引制限に該当し、独占禁止法に違

反する。

c : ○……食品の卸売業者であるA社が、小売店Bと取引を行う際の条件として、A社の競争事業者であるC社と取引をしないことを定める行為は、排他条件付取引に該当し、独占禁止法に違反する。

d : ×……日用雑貨の製造会社であるA社が、小売店Bに対し、正当な理由がないのに、消費者に対するA社製品の販売価格を指定しその価格で販売することを強制する行為は、再販売価格の拘束に該当し、独占禁止法に違反する。

### 第7問 7-1

解答 ア<sup>12</sup> イ<sup>7</sup> ウ<sup>3</sup> エ<sup>14</sup> オ<sup>10</sup>  
(公式テキストp.224~p.226)

物権の取得や移転等の事実を当事者以外の第三者に主張するために必要な要件を対抗要件という。たとえば、民法上、売買契約における目的物の所有権は、売主と買主との間に移転時期に関する特約がなければ、原則として意思表示が合致した時点で売主から買主へ移転するが、買主が自己の所有権を第三者に主張するためには対抗要件を備えなければならない。

物権変動の対抗要件は、物権変動の目的物が不動産であるか動産であるかにより異なる。

民法上、不動産の物権変動についての対抗要件は、登記である。不動産の登記は当該不動産の所在地を管轄する法務局が取り扱う登記簿に記録されており、1つの不動産についての登記記録は、表題部と権利部の2つに区分される。表題部には、不動産の所在や面積等、不動産を特定するための事項が記載され、権利部には、所有権や抵当権等に関する事項が記載される。

不動産の物権変動についての対抗要件が登記であるのに対し、動産の物権変動についての対抗要件は、民法上、引渡しである。

なお、無権利者から物の譲渡を受けた場合、原則として、譲受人はその物の所有権を取得できない。ただし、無権利者から動産を譲り受けた場合、具体的には、無権利者から売買により動産を購入しその引渡しを受けた買主が、購入の際に当該動産を相手方の所有物であると信じ、かつそう信じることについて過失がなかった場合、買主は、その動産の所有権を取得することができる。これを即時取得という。

### 第7問 7-2

解答 ア<sup>9</sup> イ<sup>6</sup> ウ<sup>1</sup> エ<sup>11</sup> オ<sup>2</sup>  
(公式テキストp.339, p.351~p.352)

使用者と労働者との間の労働関係は、さまざまな法律により規律されている。

これらの法律のうち、労働契約法では、使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとされている。使用者が労働者に対して負うこの義務を一般に安全配慮義務という。

また、労働基準法も、労働者が、その生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、使用者に対しさまざまな義務を課している。たとえば、労働時間が一定の長さを超える場合、使用者は、労働時間の途中に所定の休憩時間を労働者に与えなければならない。具体的には、たとえば、労働時間が8時間を超える場合には、使用者は、少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

さらに、労働による心身の疲労を回復させるため、労働基準法上、使用者は、その雇入れの日から起算して6カ月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、または分割した10労働日の年次有給休暇を与えることが義務づけられている。使用者は、年次有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、使用者は、他の時季に年次有給休暇を与えることができる。使用者のこの権利を一般に時季変更権という。

第8問 ア<sup>2</sup> イ<sup>2</sup> ウ<sup>1</sup> エ<sup>1</sup> オ<sup>2</sup>  
カ<sup>1</sup> キ<sup>1</sup> ク<sup>2</sup> ケ<sup>2</sup> コ<sup>1</sup>

ア : ×……商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときは、相当な報酬を請求することができる。(公式テキストp.146)

イ : ×……意匠権について本問のような制度はない。(公式テキストp.243~p.244)

ウ : ○……本問に記載の通りである。(公式テキストp.291)

エ : ○……本問に記載の通りである。(公式テキストp.318)

オ : ×……訴訟の区分は、民事訴訟と行政訴訟の2つに尽きるものではない。(公式テキストp.36)

- カ：○……本問に記載の通りである。(公式テキストp.92)
- キ：○……本問の行為は特別背任罪の対象となり得る。(公式テキストp.334)
- ク：×……派遣先と派遣労働者との間に労働契約が成立するわけではない。(公式テキストp.365)
- ケ：×……兄弟姉妹は遺留分権利者に含まれない。(公式テキストp.382)
- コ：○……不法な原因のために給付をした者は、原則としてその給付したものの返還を請求することができない。(公式テキストp.200～p.201)

## 第9問 9-1

解答 ア② イ⑨ ウ⑫ エ⑦ オ⑬  
(公式テキストp.40～p.45)

法律行為を有効に行うためには、自己の行為の結果を判断することのできる精神的能力である意思能力が必要である。意思能力のない者が行った契約などの法律行為は無効であるが、一般に個々の法律行為の場面において意思能力がないことを証明することは困難である。そこで、民法上、意思能力の認められない者やその不十分な者を、一定の年齢や手続によって画一的に制限行為能力者と定め、その行為を取り消すことができるとするとともに、保護者を付してその能力を補うこととしている。

制限行為能力者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者であって、民法所定の者の請求により、家庭裁判所の審判を受けた者を成年被後見人という。成年被後見人の法律行為は、原則として、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、取り消すことができない。

民法上、制限行為能力者の保護者である法定代理人は、制限行為能力者の行った法律行為を確定的に有効にする追認権を有する。したがって、制限行為能力者が行った取り消しうる法律行為であっても、その法定代理人が追認をした場合には、それ以後取り消すことができなくなる。

## 第9問 9-2

解答 ア③ イ⑧ ウ⑩ エ④ オ⑦  
(公式テキストp.32～p.34)

法は、その規律を受ける者が誰であるかによって、公法と私法とに分類される。たとえば、憲法のように、法の規律を受ける対象が国家機関であ

る場合を公法といい、民法や商法のように対象が私人である場合を私法という。

私法の一般法である民法の基本原則の1つとして、私的自治の原則が挙げられる。私的自治の原則とは、権利の主体が私的な法律関係を自己の意思に基づいて自由に形成できるとする原則である。私的自治の原則は、特に取引の場面では、契約自由の原則としてあらわれる。契約自由の原則とは、契約を締結するか否か、誰を相手とするか、あるいはいかなる契約内容とするか等について、当事者間で自由に定めることができるというものである。たとえば、当事者が契約において法律の規定のうちの任意法規と異なる内容の合意をした場合、その合意が任意法規に優先し、合意した内容どおりの契約となる。

なお、任意法規に対して、当事者が法律の規定と異なる内容を取り決めることができない、つまり当事者の意思にかかわらずその適用が強制される規定を強行法規といい、また、経済政策や行政目的に基づいて国民に対しある行為を制限したり禁止したりする規定を取締規定という。取締規定に違反しても、一般に、私法上の効力には影響がないとされる。

また、人はたとえ他人に損害を与えたとしても、故意または過失がなければ損害賠償責任を負わないのが原則である。これを過失責任主義といい、私的自治の原則が不法行為の場面で発現したものであることができる。

## 第10問 ア 解答 ①

(公式テキストp.282～p.283)

- a：×……商人間で、その双方のために商行為となる行為によって生じた債権が弁済期にあるときは、債権者は、その債権の弁済を受けるまで、その債務者との間における商行為によって自己の占有に属した債務者の所有する物等を留置できる。
- b：○……本肢に記載の通り、留置権は物権であるから、第三者にも留置権を対抗できる。
- c：×……留置権者が留置物の占有を失うと留置権は消滅する。
- d：×……留置権者は、留置権を私的に実行して留置物の所有権を取得することはできない。

第10問 イ 解答 ①  
(公式テキストp.81~p.86)

- ① :  ……本肢のような取締役会決議をすることはできない。
- ② :  ……代表取締役は、その任務懈怠により会社に損害を生じさせた場合、その損害を賠償する責任を負う。
- ③ :  ……本肢に記載の通りである。
- ④ :  ……取締役会設置会社の株主総会で決議することができる事項は、会社法および定款所定の事項に限られる。

第10問 ウ 解答 ③  
(公式テキストp.161~p.166, p.172~p.173)

- a :  ……支払約束文句に条件がつけられている場合、手形自体が無効となる。
- b :  ……手形要件の全部または一部を記入しないまま、後に所持人に空白を補充させる趣旨で振り出された白地手形は、将来手形要件が補充されれば有効な手形となる。
- c :  ……本肢に記載の通りである。小切手のこのような特質を無因証券性という。
- d :  ……先日付小切手も有効な小切手と認められている。

第10問 エ 解答 ①  
(公式テキストp.116, p.130~p.133, p.268)

- a :  ……消費貸借契約においては、当事者が返還の時期を定めなかった場合、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。
- b :  ……破産手続開始決定を受けることは、民法上の期限の利益喪失事由に該当する。
- c :  ……金銭消費貸借契約における利息の約定については、利息制限法による制限が設けられている。
- d :  ……民法上、契約の目的物が特定物でなければ、債務の弁済を行う場所は、債権者の現時の住所となる。

第10問 オ 解答 ②  
(公式テキストp.236~p.242)

- a :  ……本肢に記載の通りである。
- b :  ……日本の特許法においては先願主義が採られており、最も早く出願した者が特許を受け

ることができる。

- c :  ……本件発明が職務発明に該当し、Aが本件発明につき特許を受けた場合、X社には、本件発明につき通常実施権が認められる。
- d :  ……特許権者は、特許権の侵害行為に対して、差止請求のほか、損害賠償請求、信用回復措置請求、不当利得返還請求をすることができる。